

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の税率適用に係る NACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法

令和5年6月

1. 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下、RCEP協定）発効に伴う原産地証明書識別コードの追加について

- ・ RCEP協定税率を適用するため、原産地証明書識別の先頭2桁：原産地（申告）種別に新たなコードを追加する。
- ・ RCEP協定で使用する原産地証明書識別の組合せは、下表の組合せとなる。

原産地証明書識別の体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

| 原産地（申告）種別 | | 原産地証明者等区分 | | 貨物の種類 | | |
|-----------|------------------|-----------|-------------------------|-------------|---|--|
| R C | RCEP協定（中国） | T | 輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明） | E P A | 4 | E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】 |
| R K | RCEP協定（韓国） | A | 認定輸出者による自己証明（原産地申告） | | 5 | 少額扱い貨物【C O等提出なし】 |
| R A | RCEP協定（オーストラリア） | P | 製造者による原産品申告書 | | 7 | E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物 |
| R N | RCEP協定（ニュージーランド） | E | 輸出者による原産品申告書 | | | |
| R 1 | RCEP協定（シンガポール） | I | 輸入者による原産品申告書 | | | |
| R 2 | RCEP協定（ブルネイ） | O | 原産地証明書等の提出が不要な場合 | | | |
| R 3 | RCEP協定（カンボジア） | | | | | |
| R 4 | RCEP協定（ラオス） | | | | | |
| R 5 | RCEP協定（タイ） | | | | | |
| R 6 | RCEP協定（ベトナム） | | | | | |
| R 7 | RCEP協定（マレーシア） | | | | | |
| R 8 | RCEP協定（インドネシア） | | | | | |
| R 9 | RCEP協定（フィリピン） | | | | | |

RCEP協定の概要

RCEP協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの15か国が参加する経済連携協定であり、2022年1月1日に日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ及びベトナムの10か国間で発効。また、2022年2月1日に韓国、2022年3月18日にマレーシア、2023年1月2日にインドネシア、2023年6月2日にフィリピンについてそれぞれ発効。※同協定の地理的適用範囲には、CC（その他のオーストラリア領）、CX（クリスマス島（その他のオーストラリア領））、NF（その他のオーストラリア領）、TK（トケラウ諸島（ニュージーランド））が含まれる。なお、CN（中華人民共和国）には、香港及びマカオは含まれない。

2. 申告時の登録方法について

◎ RCEP協定税率を適用する場合

RCEP協定税率を適用する場合は、「原産地＊」及び「原産地証明書識別」欄に以下のとおり入力する。

原産地＊ : 貿易統計上の原産地コード

原産地証明書識別 : 原産地（申告）種別 + 原産地証明者等区分 + 貨物の種類

※ 前記 1. を参照のこと。

【入力例】 貿易統計上の原産地は韓国で、RCEP協定税率（韓国：RK）を適用し、輸入者による原産品申告書を提出する場合

<事項登録結果> ※ 入力例中の品番、税率、原産地証明書識別等は仮のものである。

IDA 輸入申告入力控

| | | | | | | | | |
|-------------|--|--------------------------|--------|-------------|----|-------|--------------------------|------|
| <01 欄> | 統合先欄 | <input type="checkbox"/> | 品目番号 | 6110.30-099 | 1 | 価格再確認 | <input type="checkbox"/> | |
| 品名 | JERSEYS & PULLOVERS OF MAN-MADE FIBRES | | 数量（1） | 500 | KG | | | |
| 税表番号 | 6110.30 | | 数量（2） | | | | | |
| 申告価格（C I F） | ¥1,000,000 | | 課税標準数量 | | | | | |
| 関税率 | M | 10.2% | | | | | | |
| 関税額 | ¥102,000 | | 原産地＊ | KR | - | KOREA | - | RK14 |

RCEP協定税率が適用される。

「原産地＊」欄に貿易統計の原産地コード、原産地証明書識別に「RK〇〇」を入力する。

※貿易統計上の原産地である「原産地＊」欄にはRCEP締約国以外の国を含めすべての国コードの入力が可能。

※貿易統計上の原産地とRCEP原産国が異なる場合には、「原産地証明書識別」欄（4桁）の「原産地（申告）種別」欄（2桁）にRCEP原産国に対応する原産地（申告）種別コードを入力する。

例）貿易統計上の原産地がベトナムでRCEP原産国が中国の場合、「原産地＊」欄に「VN」、原産地証明書識別に「RC〇〇」を入力する。

※RCEP協定第2.6条6に基づき最高税率を選択する場合、最高税率が設定されている国に対応する原産地（申告）種別コードを入力の上、NACCS上の輸入申告の記事欄にその旨を記載する。